



Title	台湾人日本語学習者における日本語の条件文「ト・バ・タラ・ナラ」の習得について：後件制約の使用状況から
Author(s)	郭, 毓芳
Citation	大阪大学言語文化学. 2007, 16, p. 53-66
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/77869
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

台湾人日本語学習者における日本語の条件文 「ト・バ・タラ・ナラ」の習得について

—後件制約の使用状況から—*

郭 毓芳**

キーワード：台湾人日本語学習者、日本語の条件文「ト・バ・タラ・ナラ」、モダリティ制約

本論文は以在教室環境學習日語的台灣人學習者為對象，觀察台灣人日語學習者日語條件表現「ト・バ・タラ・ナラ」的習得狀況以及影響其習得狀況的因素。

論文當中，將「ト・バ・タラ・ナラ」區分成「ト・(動作性+バ)・(狀態性+バ)・タラ・ナラ」五個條件表現，運用「後件制約」的「モダリティ制約」之特質進行調查。其中，又將「モダリティ制約」分類成「無標性—認識的モダリティ」的「事實文」、「判斷文」以及「有標性—情意的モダリティ」的「希望文」、「意志文」、「依頼文」、「忠告文」、「命令文」七個項目。

調查對象為所屬台灣四年制大學日語系之三年級學習者與四年級學習者兩個群體。調查方式為測驗學習者是否了解日語條件表現「ト・バ・タラ・ナラ」之文法測驗。此外，「ト・バ・タラ・ナラ」及各個「モダリティ制約」之學習難易度的判定標準則是將日語母語話者的回答設定為正確答案。兩群體依據正答率之高低作為各個條件表現與各個條件表現「モダリティ制約」的學習難易度之指標。透過調查，得到以下之結論。

1. 「ト・バ・タラ・ナラ」各個條件表現「モダリティ制約」之學習難易度情形，在「ト」、「狀態性+バ」、「タラ」之中，「無標性—認識的モダリティ」的「事實文」項目對於兩群體而言最為簡單。另一方面，同為「無標性—認識的モダリティ」的「判斷文」項目在「ト」和「動作性+バ」之中，被視為較為簡單之項目。然而，在其他條件表現裡則被視為較為困難之項目。
2. 條件表現「ナラ」的「後件制約」之習得狀況與其他四項條件表現之狀況有相當大的差異。

有關於影響上述學習者使用狀況之因素，本論文觀察出以下之現象。

「無標性—認識的モダリティ」較「有標性—情意的モダリティ」之正答率為高的現象在「ト」、「狀態性+バ」、「タラ」之中觀察得出。然而，並非所有的「無標性—認識的モダリティ」皆較「有標性—情意的モダリティ」之項目簡單之現象，卻也同時存在。

* 關於台灣人日語學習者日語條件文「ト・バ・タラ・ナラ」之習得一自後項制約的習得狀況來觀察— (郭 毓芳)

** 大阪大学大学院言語文化研究科博士後期課程

1. はじめに

日本語教育で「ト・バ・タラ・ナラ」という日本語の条件文は学習困難という現状があり、中国語を母語とする学習者にとって習得しにくく、また、教師にとってもその使い分けを教えるのが困難である。台湾人日本語学習者の「ト・バ・タラ・ナラ」を用いた条件文に関する用法を考察すると、「～ト」「～バ」「～タラ」「～ナラ」の活用形の誤りより、後件に対して不適格な条件節を接続することによって、その文は非文法的あるいは不自然な文になってしまうことがしばしば見られる。日本語の条件文「ト・バ・タラ・ナラ」には、それぞれ異なる後件制約があるのに対し、中国語の条件文はどのような後件にも対応して条件文を構成することができ、日本語のような後件制約を持たない。このことが台湾人日本語学習者の誤用を誘発しているのではないかと考えられる。「ト・バ・タラ・ナラ」には、各々様々な用法があるが、本研究では、「順接条件」の用法のみを当面の研究対象とする。

2 本研究の主要概念の定義

2. 1 条件文

日本語の条件文を考察する前に、「条件文」とは何かを先に述べておく。坂原(1985: 46-47)は、次の二つの例を用いて条件文を以下のように説明している。

(1) 1000 円持っていれば、カレーを食べ、コーヒーが飲める。

(2) 1000 円持っていれば、何が食べられますか？

「日常言語の条件文では (1) のような平叙文の条件文に対しても、また (2) の疑問文からなる条件文に対しても、前件 p を仮定し世界を構築するという点では、同じような見方がなされる」と述べている。さらに、条件文という基本概念は、田中(2004: 41)によると、「後件(主節)で表される事態の成立が前件(条件節)で表される事態の成立に依存し、かつ前件が非現実¹⁾の事態を表すもの」と定義されている。以上を踏まえ、本稿では条件文を一つの複文における前件(従属節)と後件(主節)の依存関係、すなわち、後件が前件の成否に依存して起こるという関係を表すものとする。

2. 2 「ト・バ・タラ・ナラ」の基本的な性質

小野・巴(1983)は、「ト」は習慣的・反復的な事がらを表す場合が多く、また、客観的に条件・結果の因果関係として示すとしている。続いて、小野・巴(1983)によると、「バ」は前件を条件として後件が論理的に成りたつことを表わすと述べている。「バ」

¹⁾ 「非現実」世界には未出現の事態も含まれる(田中 2004: 41)。

は個別的事態が問題となるのではなく、事態間の一般的依存関係に対する認識を表すものである。益岡（2000：156）によると、「バ」形式の条件表現は、前件が動的事態を表す場合と静的事態を表す場合が存在し、それぞれ、後件の成立に異なる制約をもたらすと指摘している。そのため、本稿では、前件の述語を動作性の性質と状態性の性質の二つに分け、前者を「動作性+バ」、後者を「状態性+バ」として区別する。藤城（2000：35）は、「タラ」は前件の事態が成立した状況での、後件の事態の成立を表すとしている。「タラ」は「ト」形式と同様に偶発的な依存関係を表すが、事態想定には仮定的な意味と既定的な意味がある。高梨（2003：50）によると、「ナラ」は時間が経てば自然に起こるような事柄には用いられない。また、後件に単なる事実を述べる表現はしない。前件と後件の前後関係が逆になっても成立するとしている。

2. 3 モダリティ

「ト・バ・タラ・ナラ」それぞれの条件文は前件と後件が制約を受けた形で構成されるという特徴を持っている。その特徴を成立させる重要な要素は「モダリティ」である。益岡（1991：29-46）によると、「モダリティ」は文を構成する要素であり、「～たい」「～するつもり」のような主観的な判断・態度を表す要素と規定される。「モダリティ」とは主観性を言語化したものであるという見方である。言い換えれば、客観的に把握される事柄ではなく、事柄を心に浮かべ、ことばに表す主体の側に関わる事柄を表す形式を指す。すなわち、「モダリティ」は話者の心的態度を描写する役割を果たすと述べている。また、赤羽根（1997：421）は、言表内容²⁾に対する話し手の捉え方、および聞き手に対する働きかけや伝達のあり方といった、発話時における話し手の心的態度に関する情報を「モダリティ」としている。

条件文後件制約をモダリティの観点から扱った先行研究には稲葉（1991）、角田（2004）、ソルヴェン・前田（2005）などがある。本稿ではその中でも稲葉（1991）の立場を支持する。ただし、稲葉（1991）で用いられる「モダリティ制約」の「モダリティの有無」の定義に関しては、条件文の後件には「依頼」、「意志」、「命令」などを表す文が接続されるにもかかわらず、「事実」、「判断」の文もすべてが話し手の心的態度に関わる表現だと考えられる。また、赤羽根（1997：421）によると、言表内容に対する話し手の捉え方には、認識的なものと情意的なものがある。認識的な文とは、命題の構成にあたって、その文によって示された事柄や情報に対する話し手のさまざまな認識的態度を表し分ける性質を持っている傾向がある。つまり、無標形式による話し手の判断³⁾

²⁾ 「言表内容」とは、文で述べられる内容のことである（赤羽根 1997：421）。

³⁾ 確実な述べ立てであり、「彼は台湾人だ」のような権文がある。

と不確実なことの述べ立て⁴⁾がある⁵⁾。認識的な文には「事実文」及び「判断文」の構文が含まれる。情意的な文とは、無標形式のものではなく、有標形式による言表となる内容、そして、命題の成立を望ましいものや実現させたいものとして捉えようとするものである⁶⁾。情意的な文は「希望文」、「意志文」、「依頼文」、「忠告文」、「命令文」の構文が含まれる。それらはどのような文であるのだろうか、以下に稲葉(1991)のモダリティに基づいた文末表現7類型を用いることとし、以下に分類名と例文を挙げる。まず、「事実文」はある事実(出来事)を話し手が客観的に叙述する文である。

(3) 水素と酸素が結合すると水になる。(横林・下村 1988:6)

「判断文」は話し手が物事に対する自分の考え方を定め、また、評価、推量を表す文である。

(4) 留学すれば、日本語が上手になりますね。(稲葉 1991:23)

「意志文」は話し手がある行為を行おうとする気持ちを表現するときの言語形式である。現代語では、助動詞の「う(よう)」が一般的な形式である。

(5) 休暇がとれたら、温泉へ行こう。(稲葉 1991:19)

「希望文」は話し手が自分の期待、決意を表す文である。

(6) お金があったら、海外旅行をしたい。(稲葉 1991:19)

「依頼文」は話し手が聞き手に対して用件を頼むという行為を表す文である。

(7) 買い物に行くなら、私も連れて行ってください。(稲葉 1991:23)

「命令文」は話し手が聞き手に対して言い付けることを表す文であり、当該の状況をその場であるいは将来的に実現させることを聞き手に一方的に指示する行為である。

(8) ご飯を食べたら、すぐ歯を磨きなさい。(稲葉 1991:23)

「忠告文」は、話し手が聞き手に対するアドバイスや助言をする表現である。

(9) 日本語を習うのなら、ひらがなから始めたほうがいい。(横林・下村 1988:5)

上述の稲葉(1991)の枠組みおよび赤羽根(1997)の理論に基づき、本稿は改めて条件文の後件に関する「モダリティ制約」を「認識的モダリティ」と「情意的モダリティ」の二つの領域に分類する。

⁴⁾ 話し手の個人的経験や知識に基づく判断、状況からの推論、伝聞である。仁田(1989:33)によると、「述べ立てとは、話し手の視覚や聴覚などを通し捉えられた世界やある事柄についての話し手の判断・解説を述べ伝えるといった話し手の発話・伝達の態度である」と指摘している。

⁵⁾ 不確実なことの述べ立ての構文は「彼は台湾人だろう/にちがいない/のようだ/らしい・だそうだ」のような構文がある。

⁶⁾ 情意的なモダリティに関する構文は「ご飯を食べよう・るつもり(意志)/みたい(希望)/たほうがいい(忠告)/なさい(命令)」のような構文がある。

3 調査—台湾人日本語学習者の「条件文」の習得状況

3.1 調査の目的

本稿の目的は「ト・バ・タラ・ナラ」の後件制約（以下「モダリティ制約」という）という枠組みを通し、台湾人日本語学習者における日本語の条件文の習得状況を考察するものである。「ト・バ・タラ・ナラ」それぞれの後件は異なる「モダリティ制約」を持ち、学習者が日本語の条件文を使用する際、それらの制限に影響され、困難を感じるのか。後件には「認識的モダリティ」及び「情意的モダリティ」の性質を持つ「ト・バ・タラ・ナラ」はどのような回答を示すのかについて考察する。ここで、「有標性差異仮説」及び2.3で取り上げた「無標形式による認識的な文」と「有標形式による情意的文」の概念に基づき、台湾人日本語学習者にとって、「有標性—情意的モダリティ」は「無標性—認識的モダリティ」より困難であるという仮説を立てる。即ち、「無標性」の後件制約である「事実文」及び「判断文」より、「有標性」の後件制約である「意志文」、「希望文」、「依頼文」、「忠告文」、「命令文」の文が習得されにくい。

それから、援用した稲葉（1991）の例文は適切かどうかを検証するために、日本語母語話者 35 名を調査対象にして確認した。〈表 1〉は本稿の調査基盤である。それぞれの条件文は各「モダリティ制約」との組み合わせで適切な文であると○を、不適切な文であると×をつける。

〈表 1〉 条件文「ト・(動作性+バ)・(状態性+バ)・タラ・ナラ」のモダリティ制約

	事実文	判断文	希望文	意志文	依頼文	忠告文	命令文
ト	○	○	×	×	×	×	×
動作性+バ	○	×	×	×	×	×	×
状態性+バ	○	○	○	○	○	○	○
タラ	×	○	○	○	○	○	○
ナラ	×	○	○	○	○	○	○

〈表 1〉について各文法形態素の特性について以下で概括的に述べる。「ト」の場合は、例えば、例（10）のように、「ト」の含まれる条件文の後件には「判断文」を繋げると、適切な文になる一方、例（11）のように、後件には例えば「意志文」を繋げると、不適切な文になる。

(10) 春になると、桜が咲くでしょう。〈判断文〉

(11) * ケーキを作ると、友達にあげようと思います。〈意志文〉

「動作性+バ」の場合、後件には事実文、判断文であると、適切な文になるに対し、例えば、命令文などの「情意的モダリティ」の持つ文を繋げると、不適切な文になる。例

(12)～(13)を参照されたい。

(12) 辞書を使えば、日本語の新聞が読めるだろう。〈判断文〉

(13) *辞書を使えば、もっと日本語を勉強しなさい。〈命令文〉

「状態性+バ」の場合、後件には制限がなく、「認識的モダリティ」と「情意的モダリティ」が含まれた文を繋げると、適切な文になる。

(14) このスカートが安ければ、彼女は買うでしょう。〈判断文〉

(15) このスカートが安ければ、買おうと思います。〈意志文〉

また、「タラ」の含まれる例文について、典型的には、例(16)のように、継起性⁷⁾の含まれない「事実文」を繋げると不適切な文になり、例(17)のように、「意志文」を繋げると、適切な文になる。

(16) *中国へ行ったら、人口が多いです。〈事実文〉

(17) お父さんが帰って来たら、相談してみてください。〈依頼文〉

「ナラ」の場合、例(18)のような単なる事実を述べる「事実文」を繋げると、不適切な文になる。一方、例文の(19)になると、適切な文になる。

(18) *フランスに行くなら、凱旋門を見ることができます。〈事実文〉

(19) フランスに行けば、凱旋門を見ることができます。〈事実文〉

以下では、学習者の習得状況を57頁の〈表1〉に基づいて考察していく。

3. 2 調査の概要

3. 2. 1 調査の枠組み

日本語の条件文「ト・バ・タラ・ナラ」の後件における「モダリティ制約」を「無標性—認識的モダリティ」の「事実文」、「判断文」及び「有標性—情意的モダリティ」の「意志文」、「希望文」、「依頼文」、「忠告文」、「命令文」7つに分ける。本稿はその7つの項目を調査票に取り入れ、調査を行う。

3. 2. 2 調査票の作成

調査票は文法性判断テストの形式を用い、作成した。本稿の文法性判断テストは、学習者が「ト・バ・タラ・ナラ」の「モダリティ制約」をどのくらい習得しているか識別できる能力を測るものである。調査票の回答形式は、調査文の前件を固定し、後件には4種類のモダリティの異なる文を与え、文が文法的かどうかを○あるいは×を付けて、回答するよう依頼した。出題形式は、7つの「モダリティ制約」に基づき、それぞれの

⁷⁾ 前件の事柄が完了または成立した後、後件の事柄が成立し、前件・後件の時間的順序性を「継起性」として定義する。

制約につき2問ずつ、固定された前件の「ト」、「動作性+バ」、「状態性+バ」、「タラ」、「ナラ」という5つの文と組み合わせ、70項目の質問文とした。それぞれのモダリティと表現形式の対応は次の通りである。「事実文」：形は特定しない。「判断文」：形は特定しない。「希望文」：「～たい」、「～つもり」の形。「意志文」：「～よう」の形。「依頼文」：「～ください」の形。「忠告文」：「～したほうがいい」の形。「命令文」：「～なさい」の形。

また、実際に調査票に用いられた例文は次のような形式である。

- (Q) 時間があれば、a.() うちに遊びに来てください。<依頼文>
 b.() 掃除しなさい。<命令文>
 c.() 彼女に会いに行ったほうがいいですよ。<忠告文>
 d.() 台湾に遊びに行くつもりです。<意志文>

3. 2. 3 調査期間および調査対象

調査期間は2005年9月～2005年11月において調査を行った。調査対象は台湾の四年制大学の日本語学科に在籍する台湾人日本語学習者70名及び日本語母語話者35名である。本稿では、日本語の条件文「ト・バ・タラ・ナラ」及びモダリティ形式を既に学習しており、日本語能力が中級以上の学習者を調査対象として統制した。そのため、台湾人日本語学習者は日本語学科の三年生35名及び四年生35名を対象に調査を行った。なお、日本語母語話者の回答をベースラインデータとして設定した。そのため、日本語母語話者35名も同じ調査票に回答してもらい統制群のデータとした。日本語母語話者の間に回答の不一致の質問文は本研究には対象外として扱わないことにした。

4 調査結果

本節では、「ト・(動作性+バ)・(状態性+バ)・タラ・ナラ」の文法性判断適正順序を台湾人日本語学科の三年生(グループA)、台湾人日本語学科の四年生(グループB)各調査対象群別に考察する。文法性判断適正順序の考察は第二言語として日本語の条件文がどのように習得されているか、また、調査対象によって、文法性判断適正順序に差があるかどうかを解明する一つの方法である。グループAとグループBの「ト」「動作性+バ」「状態性+バ」「タラ」「ナラ」の正答率は次頁の表2の通りである。また、文法性判断適正順序は次頁の表3の通りである⁸⁾。

⁸⁾ 正答率が高いからと言って、必ずしもその項目を習得しているとは限らない。偶然による影響を排除するためには、今後質的研究が必要になる。

<表 2> 「ト・(動作性+バ)・(状態性+バ)・タラ・ナラ」の正答率

	ト	動作性+バ	状態性+バ	タラ	ナラ
日本語母語話者	100%	100%	100%	100%	100%
グループ A	49.5%	43.5%	62.7%	68.5%	68.1%
グループ B	65.7%	49%	64%	70.1%	79%

<表 3> 「ト・(動作性+バ)・(状態性+バ)・タラ・ナラ」の文法性判断適正順序

文法性判断適正順序 高い -----> 低い
グループ A : タラ > ナラ > 状態性+バ > ト > 動作性+バ
グループ B : ナラ > タラ > ト > 状態性+バ > 動作性+バ

続いて、「ト・(動作性+バ)・(状態性+バ)・タラ・ナラ」の各条件文別の「モダリティ制約」の習得状況について次の手順に沿って考察していく。まず、「ト・(動作性+バ)・(状態性+バ)・タラ・ナラ」別に関して、グループ A、Bにおいて、「モダリティ制約」がどのような文法性判断適正順序の階層を形成するかを考察する。次に、条件文別の「モダリティ制約」のグループ間の文法性判断適正順序には類似性が見られるかを考える。以上の手順に倣って、台湾人学習者における各条件文の「モダリティ制約」の使用状況を詳しく検討していく。

表 4 は、「ト」の「モダリティ制約」の正答率及び文法性判断適正順序を示したものである。

<表 4> 「ト」のモダリティ制約の正答率及び文法性判断適正順序

ト	事実文	判断文	希望文	意志文	依頼文	忠告文	命令文	平均
日本語母語話者	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
グループ A	86%	56%	41%	32%	44%	40%	48%	49.5%
文法性判断適正順序	1	2	5	7	4	6	3	
グループ B	94%	62%	74%	61%	56%	55%	58%	65.7%
文法性判断適正順序	1	3	2	4	6	7	5	
平均	90%	59%	57.5%	46.5%	50%	47.5%	53%	

「ト」に関しては、グループ A もグループ B も「事実文」という項目の正答率が最も高いことが判明した。「判断文」の正答率はグループ A においては 56% と 2 番目に高く、グループ B においては 62% と 3 番目に高いことがわかった。一方、正答率の最

も低い項目はグループ A においては「意志文」で、正答率が32%である。グループ B においては「忠告文」であり、正答率が55%であった。例 (20)～(23) は調査で用いた例文である。

- (20) 朝、起きると、桜が咲きます。＜事実文＞
 (21) 春になると、桜が咲くでしょう。＜判断文＞
 (22) *春になると、花見をしたいです。＜希望文＞
 (23) *朝、起きると、朝食をとったほうがいいですよ。＜忠告文＞

続いて、「動作性+バ」の「モダリティ制約」の正答率及び文法性判断適正順序は表 5 の通りである。「動作性+バ」の文法性判断適正順序はグループ A もグループ B も「判断文」という項目が最も高い位置にあることが判明した。「事実文」は3番目に正答率が高い。グループ B において、2番目正答率が高い。

例 (24)～(26) は調査で用いた例文である。

- (24) 京都に行けば、紅葉が見られます。＜事実文＞
 (25) *京都に行けば、清水寺に行こうと思います。＜意志文＞
 (26) *もし、電車で痴漢に遭えば、大声で叫んだほうがいいですよ。＜忠告文＞

<表 5> 「動作性+バ」の「モダリティ制約」の正答率及び文法性判断適正順序

動作性+バ	事実文	判断文	希望文	意志文	依頼文	忠告文	命令文	平均
日本語母語話者	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
グループ A	62%	69%	20%	8%	66%	26%	54%	43.5%
文法性判断適正順序	3	1	6	7	2	5	4	
グループ B	63%	71%	35%	42%	55%	35%	42%	49%
文法性判断適正順序	2	1	6	4	3	6	4	
平均	62.5%	70%	27.5%	25%	60.5%	30.5%	48%	

ここでは、「事実文」、「判断文」のいずれも「動作性+バ」の「モダリティ制約」の文法性判断適正順序において、高い順位に位置することが判明した。また、グループ A の文法性判断適正順序が最も低いのは「意志文」である。グループ B の文法性判断適正順序が最も低いのは、「希望文」と「忠告文」である。

続いて、「状態性+バ」の「モダリティ制約」の正答率及び文法性判断適正順序は次頁の表 6 通りである。

「状態性+バ」はグループ A もグループ B も「事実文」の正答率が最も高くなっている。「判断文」はグループ A において、正答率が低く、7つの項目のうち、6番目で

＜表6＞「状態性+バ」の「モダリティ制約」の正答率及び文法性判断適正順序

状態性+バ	事実文	判断文	希望文	意志文	依頼文	忠告文	命令文	平均
日本語母語話者	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
グループA	83%	42%	62%	78%	76%	58%	40%	62.7%
文法性判断適正順序	1	6	4	2	3	5	7	
グループB	79%	49%	58%	71%	76%	65%	50%	64%
文法性判断適正順序	1	7	5	3	2	4	6	
平均	81%	45.5%	60%	74.5%	76%	61.5%	45%	

ある。また、グループBにおいては、文法性判断適正順序は最も低いことがわかった。グループAにおける文法性判断適正順序の最も低い項目は「命令文」である。例(27)、(28)は調査で用いた例文である。

(27) 明日、天気良ければ、向こうに鳥が見えます。＜事実文＞

(28) このスカートが安ければ、彼女は買うでしょう。＜判断文＞

続いて、「タラ」の「モダリティ制約」の正答率及び文法性判断適正順序は表7通りである。調査結果によると、「タラ」の文法性判断適正順序はグループAもグループBも「事実文」という項目が最も高い。条件文の正答率に関しては、「判断文」はグループAにおいては、5番目、グループBにおいては、6番目という文法性判断適正順序は6位に位置することがわかった。

＜表7＞「タラ」の「モダリティ制約」の正答率及び文法性判断適正順序

タラ	事実文	判断文	希望文	意志文	依頼文	忠告文	命令文	平均
日本語母語話者	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
グループA	91%	59%	78%	77%	59%	66%	50%	68.5%
文法性判断適正順序	1	5	2	3	5	4	7	
グループB	90%	58%	55%	81%	76%	71%	60%	70.1%
文法性判断適正順序	1	6	7	2	3	4	5	
平均	90.5%	58.5%	66.5%	79%	67.5%	68.5%	55%	

「タラ」における「モダリティ制約」の使用状況では、「判断文」という項目は文法性判断適正順序に関しては、正答率が低かった。また、グループAの正答率で最も低い項目は「命令文」である。グループBの正答率の最も低い項目は「希望文」である。例(29)～(32)は調査で用いた例文である。

(29) *アメリカに行ったら、ハリウッドがあります。<事実文>

(30) 薬を飲んだら、熱が下がるだろう。<判断文>

(31) 薬を飲んだら、早く寝なさい。<命令文>

(32) ご飯を食べたら、皿洗いを手伝ってください。<依頼文>

最後に、「ナラ」の「モダリティ制約」の正答率及び文法性判断適正順序を述べる。

「ナラ」の「モダリティ制約」の正答率及び文法性判断適正順序は表8の通りである。「ナラ」の文法性判断適正順序はグループAもグループBも「忠告文」の正答率が最も高いことがわかった。一方、最も低い項目として、グループAでは「命令文」であり、グループBでは「希望文」が挙げられる。そのほか、「ナラ」の項目において次のような使用状況も観察された。「ト」「バ」「タラ」において文法性判断適正順序の上位に位置していた「事実文」は、グループAでは5位に、そして、グループBでは3位に位置していることがわかった。例(33)、(34)は調査で用いた例文である。

(33) 東京に行くなら、新幹線で行ったほうがいいですよ。<忠告文>

(34) *春が来るなら、花が咲きます。<事実文>

<表8> 「ナラ」の「モダリティ制約」の正答率及び文法性判断適正順序の一覧

ナラ	事実文	判断文	希望文	意志文	依頼文	忠告文	命令文	平均
日本語母語話者	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
グループA	66%	59%	69%	77%	72%	82%	52%	68.1%
文法性判断適正順序	5	6	4	2	3	1	7	
グループB	81%	89%	60%	75%	81%	94%	73%	79%
文法性判断適正順序	3	2	7	5	3	1	6	
平均	73.5%	74%	64.5%	76%	76.5%	88%	62.5%	

5 仮説検証の結果

台湾人日本語学習者における日本語の条件文「ト・バ・タラ・ナラ」の習得状況を検証するために、「有標性差異仮説」という概念を用い、仮説を立てた。この概念はエックマン (R. Eckman) が提唱し、第二言語の習得項目が有標性の低い項目、つまり、同一カテゴリー内での文法形態素のバリエーションの数が少ないものは母語とかなり異なったものでもあまり難しくなく習得でき、有標性の高いもの、つまり、同一カテゴリー内の文法形態素のバリエーションの数が多いたものは習得が困難であるとする考え方である。また、この概念の主な考え方としては、a.第二言語領域が母語と異なり、かつ有標性の高い場合は習得が困難である。b.第二言語の領域が母語より有標性が高い場合、そ

の習得の困難さの度合いは、有標性の高さの度合いと一致する。c.第二言語領域が母語とは異なるが、有標性が高くない場合、習得はあまり困難ではない。本節は筆者が立てた仮説が言語習得状況に反映されているのかも含めて考察していく。

まず、「無標性—認識的モダリティ」という文法形態素の結果を見ていく。「無標性—認識的モダリティ」の「事実文」は「ト」「状態性+バ」「タラ」三つの文法形態素では、グループA及びグループBにおける正答率が一番高いことがわかった。「モダリティ制約」の文法性判断適正順序では最上位を占める頻度が最も高いことがわかった。また、「動作性+バ」と「ナラ」項目をみても、比較的に正答率が高く、文法性判断適正順序の上位に占めることがわかった。表9によると、両グループの「事実文」と「判断文」における正答率の平均をみると、台湾人日本語学習者にとって、「無標性—認識的モダリティ」の「事実文」は、比較的正しく使用されやすいと考えられる。「有標性差異仮説」の「第二言語領域が母語とは異なるが、有標性が高くない場合、習得はあまり困難ではないとしている」と一致する。

<表9> A・B両グループの平均正答率

	ト	動作性+バ	状態性+バ	タラ	ナラ
事実文	90%	62.5%	81%	90.5%	73.5%
判断文	59%	70%	45.5%	58.5%	74%

<表10> A・B両グループの平均正答率

	ト	動作性+バ	状態性+バ	タラ	ナラ
希望文	57.5%	27.5%	60%	66.5%	64.5%
意志文	46.5%	25%	74.5%	79%	76%
依頼文	50%	60.5%	76%	67.5%	76.5%
忠告文	47.5%	30.5%	61.5%	68.5%	88%
命令文	53%	48%	45%	55%	62.5%

次に、「判断文」について考察する。「動作性+バ」、「ナラ」の文法形態素において、「無標性—認識的モダリティ」である「判断文」は、比較的使用されやすいことが考えられる。ただし、表10によると、「状態性+バ」に関して、「有標性—情意的モダリティ」である「希望文」、「意志文」、「依頼文」、「忠告文」より正答率が低く、文法性判断適正順序の下位に位置することがわかった。「タラ」において、両グループ平均の正答率を考察すると、比較的に低く示される。最後に、「ナラ」において、「判断文」の正答率は「意志文」「依頼文」「忠告文」より正答率が低く、文法性判断適正順序において、

比較的に下位にあることがみられた。以上の分析結果によると、仮説の「認識的モダリティ」の正答率が「情意的モダリティ」の正答率より高いことは、「事実文」の項目によって、検証された。しかしながら、「判断文」の項目においては条件表現の違いによって正用順序にばらつきがあることから、台湾人日本語学習者にとってすべての「無標性—認識的モダリティ」の項目の正答率が高く、習得しやすいというわけではないことが判明した。

そこで、なぜ「判断文」の正用順序においてばらつきが出てくるか、この現象を導く原因について次に考察していく。本稿における「判断文」は話し手が物事に対する自分の考え方を定め、また、評価、推量を表す文である。調査票の「判断文」の形式、

(35) 東京に行くなら、新幹線が便利でしょう。

(36) 薬を飲んだら、熱が下がるだろう。

例 (35) と例 (36) は文の語尾に「でしょう」、「だろう」のような動詞の活用があるため、学習者が条件文を使用する際、それぞれの動詞の活用形に影響され、誤用が生じる可能性があり、「無標性—認識的モダリティ」の「判断文」を習得しにくくさせた要因の一つとだと考えられる。また、一般的には、無標のものは習得が早く、有標のものは習得が遅いと結論付けられる。ところが、第二言語習得の場合、母語と目標言語の二言語間の有標・無標の対立構造が生じ、有標性と言語習得との関係は複雑なものになる。従って、目標言語の無標のものの習得が早いかどうか把握できない場合がないとは言えない。ゆえに、無標性の後件制約は比較的習得されやすいという現象が「事実文」の項目によって、検証された。しかしながら、「判断文」の項目は「有標性—情意的モダリティ」の後件制約より正答率が低いという結果がみられたため、「無標性—認識的モダリティ」が「有標性—情意的モダリティ」より習得されやすいという点は「判断文」の調査結果にはあてはまらなかった。従って、すべての「無標性」の項目が使用されやすいとは限らないことが調査結果によって明らかになった。一方、「有標性—情意的モダリティ」の各項目の正答率は「ト」及び「動作性+バ」の項目において、「無標性—認識的モダリティ」の「事実文」及び「判断文」の正答率より低いことがわかった。ほかの条件文において、「有標性—情意的モダリティ」の各項目は比較的に下位に占めることが判明された。そのため、「有標性差異仮説」の定義、「第二言語領域が母語と異なり、かつ有標性の高い場合は習得が困難である」と一致する。

6 結論

台湾人日本語学習者にとって、「タラ」及び「ナラ」という条件文は比較的に習得しやすいことが調査の結果によって明らかになった。また、すべての「無標性—認識的モ

ダリティ」である「事実文」、「判断文」が正しく使用されるとはいえないことが調査結果からわかった。そのため、「ト・バ・タラ・ナラ」の「モダリティ制約」の分類方法として、「事実文」と「判断文、希望文、意志文、依頼文、忠告文、命令文」の二つのカテゴリーに分類し、研究を進めていく可能性が考えられる。また、「ナラ」の文法性判断適正順序はその他の条件表現とかなり異なる結果がみられたため、「ナラ」を独立に検討することが必要である。

<参考文献>

- 赤塚紀子・坪本篤朗 (1998) 『モダリティと発話行為』 研究社出版
- 小野米一・巴靈維 (1983) 「条件表現「と」「ば」「たら」「なら」の異同について—中国
人学習者のために—」『北海道教育大学紀要』第一部 A 人文科学編 第三十四卷
第一号 pp.13-24
- 稲葉みどり (1991) 『日本語条件文習得の実証的研究—習得順序と習得過程—』 名古屋
大学大学院修士論文
- 赤羽根義章 (1997) 小池清治他 (編) 『日本語学キーワード事典』 朝倉書店
- 坂原茂 (1985) 『日常言語の推論』 東京大学出版会 pp.46-47
- 迫田久美子 (2002) 『日本語教育に生かす第二言語習得研究』 アルク
- ソルヴァン, ハリー・前田直子 (2005) 「「と」「ば」「たら」「なら」再考」『日本語教育』
125号 pp.28-37
- 高梨信乃 (2003) 「遠そうで近い条件と理由、条件と主題」『言語』 vol.32 pp.47-53
- 田中寛 (2004) 『日本語複文表現の研究：接続と叙述の構造』 白帝社
- 角田三枝 (2004) 『日本語の節・文の接続とモダリティ』 くろしお出版
- 藤城浩子 (2000) 「ト、バ、タラ—基本的な意味からの用法検証—」『三重大学留学生セ
ンター紀要』三重大学留学生センター pp.25-38
- 益岡隆志 (1991) 『モダリティの文法』 くろしお出版
- _____ (2000) 『日本語文法の諸相』 pp.153-175 くろしお出版
- 横林宙世・下村彰子 (1988) 『外国人のための日本語例文・問題シリーズ 接続の表現』
荒竹出版 pp.1-13
- Fred, R. Eckman (1977) "Markedness and the contrastive analysis hypothesis" Language
Learning 28 : pp.315-33